

# 助産師

## ● 助産師の定義とプロフェッショナリズム

国際的な助産師職能団体は、国際助産師連盟（ICM：International Confederation of Midwives）があり、助産師の定義が以下の通りなされている。

助産師とは、その国において正規に認可され、「ICM 基本的助産業務に必須な能力」及び「ICM 助産教育の世界基準」の枠組に基づいた助産師教育課程を履修し、合法的に助産業務を行い「助産師」の職名を使用する免許を取得するために登録され、かつあるいは法律に基づく免許を得るために必要な資格を取得した者で、かつ助産実践の能力（コンピテンシー）を示す者である<sup>1)</sup>。

この ICM の定義に即してみると日本では、1948 年制定の「保健師助産師看護師法」（保助看法）が法に基づく免許を示すものとなる。看護職者の一つである助産師の資格と業務について規定され、第 3 条に「この法律において『助産師』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう<sup>2)</sup>」と定義されている。保助看法は、1948 年に制定され、医療、出産を取り巻く状況が大きく変化する中で、社会に求められる助産師の業務について、対象や内容も変化しており、法解釈だけでは、理解しにくい部分がある。それを補いわかりやすく説明しているのは、日本における助産師の職能団体である日本助産師会が、2006 年に「助産師の声明」において示した助産師の定義である。これを以下に示す。

助産師とは、法に定められた所定の課程を修了し、助産師国家試験に合格して、助産師籍に登録し、業務に従事するための免許を法的に取得した者である。

助産師は、女性の妊娠、分娩、産褥の各期において、自らの専門的な判断と技術に基づき必要なケアを行う。すなわち助産師は、助産過程に基づき分娩介助ならびに妊産褥婦および新生児・乳幼児のケアを行う。これらのケアには、予防的措置や異常の早期発見、医学的措置を得ることなど、必要に応じた救急処置の実施が含まれる。さらに、助産師は母子のみならず、女性の生涯における性と生殖にかかわる健康相談や教育活動を通して家族や地域社会に広く貢献する。その活動は育児やウィメンズ・ヘルスケア活動を包含する。助産師は、病院、診療所、助産所、市町村保健センター、自宅、教育、研究機関、行政機関、母子福祉施設、その他の助産業務を必要とするサービスの場で業務を行うことができる<sup>2)</sup>。

ここで、保助看法第 30 条では「助産師でない者は、第 3 条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法の規定に基づいて行う場合はこの限りでない」とあり、医師が行うことは認められている。また、第 38 条において「助産師は、妊婦、産婦、じょく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限り

でない」とあり、正常分娩を中心とした正常なマタニティケアを行い、医療行為を行うことは原則できないというのが業務範囲となっている。

女性と子どもを対象とし正常性を維持するために、予防的な措置を講じること、異常の早期発見に努め医療措置を講じることができるように多職種連携実践(Interprofessional Work: IPW)が求められること、そして何より、対象とその家族も含めウェルビーイングを向上するために、対象の持つ力を活かした保健活動が助産師の業務と言える。

### ● 助産師に求められる実践能力（コア・コンピテンシー）

ICMの助産師の定義では、助産実践の能力を示す者という表現がある。「助産師の声明」とともに発行されたのが「助産師のコア・コンピテンシー」であり、日本の助産師に求められる必須の実践能力とされている。〈倫理的感応力〉・〈マタニティケア能力〉・〈ウィメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉という4つの要素から構成され、「助産師の理念」すなわち〈生命の尊重〉・〈自然性の尊重〉・〈智の尊重〉に基づき4つの実践能力を適切に方向づけられる。

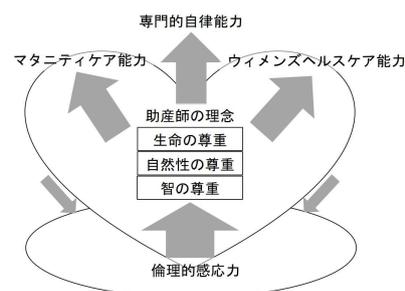


図1 助産師のコア・コンピテンシーのイメージ図<sup>2)</sup>

このコア・コンピテンシーの4要素を次に説明する。助産師は、対象一人ひとりを尊重し、そのニーズに対して倫理的に応答する〈倫理的感応力〉、助産師は、分娩を核とするマタニティサイクルにおいて、安全で有効な助産ケアを提供する〈マタニティケア能力〉、助産師は、女性の生涯を通じた支援者であるとともに、相互にパートナーシップを築く〈ウィメンズヘルスケア能力〉、助産師は、専門職としてのパワーを組織化し、社会に発信する〈専門的自律能力<sup>2)</sup>〉。

ここでウィメンズヘルスケア能力について、少子高齢化の現代では、マタニティサイクル以外の女性の生涯を通じたウェルビーイングを目指した健康支援の需要が高くなりつつあるが、助産師でなければならないか、という疑問がわく。看護師や保健師といった看護職も扱っていく分野と考えるが、助産師独自というのであれば、その専門性を明確にすることが必要であろう。助産師は、英語でMidwife=女性に寄り添う伴走者といった意味をもち、日本では女性のための専門職である。医療専門職のプロフェッショナリズムを考える時に、ケアの対象が女性であり、性に関わる内容に携わることを踏まえた同性へのケア実践のもつ意味（相互にパートナーシップを築く）と、看護師免許を必須とする日本の助産師の専門性を踏まえて、今後の課題として議論の必要なところであろう。

文献

- 1) 福井トシ子編：新版助産師業務要覧第3版 I 基礎編 2022年版. 日本看護協会出版会, 2022
- 2) 公益社団法人日本助産師会編：助産師の声明／コア・コンピテンシー. 日本助産師会出版, 2010 (川村千恵子)